平成22年8月19日 (独)科学技術振興機構 イノベーション推進本部 知的財産戦略センター 大学支援グループ

## 特許化支援事業における特許群の募集開始(お知らせ)

#### 1. 目的

当機構では平成15年度より特許化支援事業を行っていますが、近年優れた基本特許に関連する周辺特許を特許群として戦略的に取得することの必要性が指摘されています。このような特許群に対して、平成22年度より「特許群支援」を開始しました。

本支援は、大学等が自己の基本発明(特許群の中心となる最も基本的な発明)と関連する周辺発明群を網羅的に権利化し、特許群を形成することにより、その活用の可能性を高めることを目的としています。

### 2. 特許群支援の内容

特許群の認定を受けることによる主なメリットは以下の通りです。

(1)大学特許強化支援制度における取扱い

認定された特許群に属する新たな出願については、当機構の担当特許主任調査員が以下の支援を行います。

特許群全体の出願戦略について、ロードマップの修正・更新や有効な特許群形成のための助言を行います。

周辺発明について、国内出願段階から特許性・有用性の観点から有効な権利取得のための助言を行います。

### (2)外国特許出願支援制度における取扱い

認定された特許群に属する発明の外国出願について、外国特許出願支援制度に申請された場合には、以下のように取り扱います。

担当特許主任調査員が、当該案件の外国特許出願支援制度の担当者としての業務(先行文献調査および知的財産審査委員会各専門委員会への説明等)を行います。

知的財産審査委員会における有用性の評価については、当該特許単独の有用性のみならず、特許群全体としての有用性及び特許群全体の中での当該出願の位置づけを考慮したうえで判定します。

その他については、通常の特許出願支援制度と同様に扱います。

### (3)留意事項及び特許群の認定期限

特許群として認定したものについては、テーマ名、申請機関名、代表研究者名等を公表する予定ですので、予めご承知おきください。

特許群としての取扱いを行う期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとします。 期間終了後は、研究の進捗具合等により、1年毎に延長の可能性を判断させていただきます。な お、大学等による研究・出願へのサポートがなくなった場合など、JSTが特許群支援をすることが妥 当でないと判断したときは、上記期間にかかわらず特許群支援を打ち切る場合があります。

特許群に属する発明について特許出願支援制度をご利用いただくためには、通常通りの申請手続きが必要となります。またその際、特許群としての取扱いを受けるためには、電子申請の「その他連絡」入力欄に特許群番号が記入されていること、最新のロードマップが添付されていること、及び、上記 の期間中に申請していただくことが必要ですので、ご留意ください。

特許群に属する発明について特許出願支援制度に申請される際には、担当の特許主任調査員と 事前に相談の上、申請手続きを行っていただきますよう、ご留意ください。

### 3. 申請要件

(1)申請資格

国公私立大学、高等専門学校、承認TLO、大学共同利用機関 詳細は、外国特許出願支援制度の申請資格に準じます。

### (2)対象となる特許群

以下の全ての要件をみたす技術テーマについて、特許群を募集いたします。

大学等の研究成果に基づ〈基本発明と、その実用化のために必要な周辺発明から構成される技術テーマであること。

基本発明について、申請時点で自己の機関(大学等)を含む名義でPCT出願、又は、外国 出願を行っていること。(国内出願から1年以内であって、申請時点でPCT出願をまだ行って いないものは、本要件をみたさない。PCT出願後に外国に指定国移行手続きを行うことなく移 行期間を経過したものは本要件を満たさないものとみなす。)

基本発明について、申請時点で国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書、国際予備審査報告書のいずれかにおいて、少なくとも一つの請求項について新規性及び進歩性が認められていること。(申請時点において、いずれかの国で既に特許が成立している場合は、国際調査機関の見解書の有無や内容にかかわらず本要件を満たすものとする。)継続的に研究を進めることにより今後3年間にある程度(10件程度を想定)の数の新たな特許出願に結びつく研究成果の創出が見込まれ、そのための研究資金の獲得が期待できる技

機関(大学等)として、特許群を主体的にマネージメントしていく知財担当者(コーディネータ等)を定め、国内及び海外での特許群の形成とライセンス活動を積極的に進めていくことを予定している技術テーマであること。

同一の特許群内で権利関係が錯綜するなど、将来ライセンスする上で大きな障害となる事由 がないこと。

#### 4. 申請方法

### (1)申請方法

必要書類を電子ファイルとして作成し、下記のゼニス社「デジタルバイク便」のJST専用フォーム (特許群申請 受付フォーム)より、提出して下さい。

### (特許群申請 受付フォーム)

術テーマであること。

https://www.digi-bike.jp/up/up.php?id=b7854c26ea7409bcf4bba33719c00ff5

(デジタルバイク便は大容量ファイルの送受信を安全簡単に行う民間サービスです。予め必要なファイルを作成し、上記サイトより画面の案内にしたがいアップロードして下さい。)

# (2)必要な添付書類[電子データによる提出]

**定形フォームはここからダウンロードしてください** <a href="http://kenri.jst.go.jp/pat/gun\_shinsei.zip">http://kenri.jst.go.jp/pat/gun\_shinsei.zip</a> 特許群申請書[Word形式](定形フォームをダウンロードしてご記入ください) 特許群形成のロードマップ[PowerPoint形式](定形フォームをダウンロードしてご記入ください)

ロードマップに記載された基本発明に関するPCT出願書類の写し

- ·PCT出願の願書、請求の範囲、明細書、図面、(配列表)
- ・請求の範囲、明細書、(配列表)はテキスト抽出のできる形式で添付してください。 基本発明に関する国際調査機関の見解書等の写し
- ・申請時点に、少なくとも1つの請求項について新規性及び進歩性が認められていることが 必須要件です。
- ・国際調査機関の見解書の写し(国際予備審査機関の見解書、国際予備報告が届いている場合にはそれらの写しも含む)を提出してください。
- ・補正書、答弁書を国際予備審査機関等に提出した場合にはそれらの写し 基本発明に関する先行技術文献(申請書の「3.基本発明調査結果」に列挙した文献の写し)
- ·PDF形式等により添付してください。

- ・公開特許については、文献リストを添付していただければ文献の写しは省略可です。
- ・入手困難なもの・ページ数の極端に多いものについては、必要に応じてJSTからの照会時に提供していただければ、申請時の添付は省略可です。

### (3)申請期間

平成22年8月19日(木)~9月13日(月)

#### 5. 選考

(1)選考者

外部有識者からなる知的財産審査委員会が選考を行います。

(2)選考の主な観点

基本発明の特許化可能性

基本発明及び特許群全体の有用性

ロードマップの具体性、妥当性、実現可能性

申請機関(大学等)による出願・研究のためのサポート状況

その他(特許群として支援することの妥当性を総合的に判断)

上記 の特許化可能性、 の有用性については、特許出願支援制度における評価判定の基本的 <u>な考え方(http://www.jst.go.jp/tt/pat/index.html)</u>に準じて評価します。但し、「ライセンスの可能性」の評価については、申請時点の既出願特許の「ライセンスの可能性」ではなく、特許群形成後の群全体の「ライセンスの可能性」を評価します。

(3)特許群認定の予定件数

10テーマ(群)程度

6. 今後のスケジュール

募集: 平成22年8月19日~9月13日

調查: 平成22年9月下旬~平成23年1月下旬

(ご申請案件について、必要に応じて知財部門のご担当者及び発明者に面談して調査する 予定です)

知的財産審查委員会開催:平成23年1~2月

特許群の認定と結果通知: 平成23年3月 特許群としての支援開始: 平成23年4月

なお、これらのスケジュールは諸事情により変更することがありますので、ご注意ください。

## 7. その他

特許群に申請し、認定に至らなかった特許群に属する特許出願であっても、特許出願支援制度へのご申請は通常通り受け付けます。

定形フォームをダウンロードすると、FAQ(よくある質問)をご覧いただけます。必要に応じてご参照ください。

予算等の状況により、やむを得ず上記の内容を変更する場合がありますので、予めご了 承ください。

お問い合わせ先:科学技術振興機構 知的財産戦略センター 大学支援グループ 菊地、松永 (TEL:03-5214-8413 mail:j-sup@jst.go.jp)